大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程(昭和43年大和市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように 改正する。

第2条中「各号の」を「各号に」に改め、同条第6号中「専決 課長」の次に「(指導室長並びに教育研究所長及び青少年相談室長を含む。以下同じ。)」を、「主任指導主事」の次に「(以下「主幹等」という。)」を加え、「別表」を「別表第1及び別表第2」に、「指定して、実務上」を「指定し、その権限を実務上」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第3号から第5号までを3号ずつ繰り下げ、同条第2号中「職務を」を「責任事項を」に、「職務上」を「職位上」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 調整 方針に対する2以上の立案等の相互補完、均整又は統合を図ることをいう。 第2条第1号の次に次の2号を加える。
- (2) 職務 職位に課せられた業務をいう。
- (3) 責任事項 職務の遂行に伴う活動を列挙したものをいう。
- 第2条に次の3号を加える。
- (10) 代行 決裁する者が不在のため、その上位の職位にある者が代わって決裁することをいう。
- (11) 事務局 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則(昭和40年大和市 教育委員会規則第2号。以下「組織規則」という。)第2条第1号に規定する事務局をいう。
- (12) 所管機関 組織規則第2条第2号に規定する所管機関をいう。
- 第3条に次の2号を加える。
- (6) この訓令、規則等で特に合議が必要であると定められている事項については、当該合議が 整うまで決定の効力は生じないものとする。この場合の調整は、決定権を有する直上位者が行 う。
- (7) この訓令により、自己の権限内と判断された事務であっても特異な事項と判断した場合に

は、上司の審査及び決定を受けなければならない。

第6条を削る。

第7条第1項中「所属」を削り、同条を第6条とする。

第8条第2項後段中「次長」を「、次長」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。 第10条中「所属」を削り、同条を第9条とする。

第11条の見出し中「専任参事」を「担当部長」に改め、同条第1項中「担当部長、担当課長、 学校給食共同調理場長」を「担当部長、参事、担当課長、主幹等及び学校給食共同調理場長」に、 「第8条」を「第7条」に改め、「担当部長について」の次に「、第5条第3号及び第7条第2項 並びに別表第1及び別表第2の次長の項は参事について」を、「主幹兼係長の項は」の次に「主幹 等及び」を加え、同条第2項中「担当部長」の次に「、参事」を加え、「場長」を「主幹等及び場 長」に、「所属する長」を「上司」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(類推による決裁)

第11条 この規程に決裁事項として定められていない事項であっても、事務内容により決裁する ことが適当であると認められるものは、この規程に準じて決裁することができる。

第13条中「第12条」を「前条」に、「第7条第3項」を「第6条第3項」に、「第8条第1 項」を「第7条第1項」に改める。

別表第1(1)文書関係の表例規文書の項中「教育総務課」を「教育総務課長」に改め、同表中

大和市立学校が保管する行政 文書に係る事務を所掌する課 等の長は、当該公文書の公開 に係る事項を決裁

大和市立学校が管理する個人 情報に係る事務を所掌する課 等の長は、当該個人情報の開 示等に係る事項を決裁

① 教育総務課長へ合議

② 大和市立学校が保管する行政文書に係 る事務を所掌する課等の長は、当該行政 文書の公開に係る事項を決裁

に改め、

① 教育総務課長へ合議

② 大和市立学校が管理する個人情報に係 る事務を所掌する課等の長は、当該個人 情報の開示等に係る事項を決裁

同表一般文書、公印の項を削り、同表一般文書、収受及び発送の項中「受理」を「収受」に改め、

異議申立 異議申立書の受理 決定書の決定 (1)同表中 を 補正及び釈明の命令 (2)

審査請求 補正の命令 (1)審査請求書 教育総務

を

に改める。

		受	を付の報告	課長へ合
		2	裁決	議

別表第1(2)人事関係の表事務分担の項の次に次のように加える。

任免	予算の範囲内での		非常勤特別職	教育総務課長	
	非常勤職員の任免		の職員の任免	に合議	

別表第1(2)人事関係の表休暇等の承認の項を次のように改める。

休	休暇、欠	指導主事及	場長及び主幹	参	次	部長	療養休暇、出産休暇、介護休暇、
暇	勤、職務	び主査以下	等以下(主幹	事、	長	及び	育児休業、部分休業及び欠勤並び
等	に専念す	の年次休暇	兼係長の権限	課長		担当	に大和市職員の職務に専念する義
0)	る義務の	及び夏季休	に属するもの	及び		部長	務の特例に関する条例第2条第3
承	免除	暇	を除く。)	担当			号の「任命権者が定める」基準に
認				課長			ついて(昭和47年大和市例規通
	育 児 休					全職	達) 第1号、第7号及び第10号に
	業、部分					員	ついては、教育総務課長に合議
	休業						

別表第1(2)人事関係の表服務、勤務命令の項中「係長及び場長」を「場長及び主幹等以下」に、「課長及び」を「参事、課長及び」に改め、同表服務、同表服務、営利企業等の従事又は許可の項中「等の」を「への」に、「又は」を「等の」に改め、身分証明書の交付の項中「人事主管の課長」を「教育総務課長」に改め、同表服務、旅行命令の項中「係長及び場長」を「場長及び主幹等以下(主幹兼係長の権限に属するものを除く。)」に、「課長及び」を「参事、課長及び」に改める。

別表第1 (3) その他の表事務引継の項中「主幹等及び係長」を「場長及び主幹等」に改める。 別表第2教育総務課、秘書の項中「連絡調整並びに」を「連絡、調整及び」に改め、同表教育総 務課、儀式ほう賞の項中「1」を「①」に、「2」を「②」に改め、同表教育総務課、総合計画の 項中「総合計画の策定と改正」を削り、同表教育総務課、実施計画の項中「実施計画の策定と改正」 を削り、同表教育総務課、総合調整の項中「教育行政に関する総合的な企画調整及び施策の決定で 軽易なもの」を削り、同項部長の欄に「教育行政に関する総合的な企画調整及び施策の決定で 軽易なもの」を加え、同表教育総務課、例規の項の次に次のように加える。

公印	1	事前公印の使用承認		公印の新調、改刻及	
	2	公印の印影の刷込み承認		び廃止の承認	

別表第2教育総務課、採用・更新の項を次のように改める。

採用・更新		臨時的任用	1)	職員の採用及び初	1	部長の決裁事項については、
		職員の採用	任	給の決定	汐	た定後市長へ通知
		及び給与の	2	任期付職員及び再	2	教育長の決裁事項のうち職員
		決定	任用職員の更新		Ō.	7採用の決定については、事前
					13	こ市長の承認を受けること。

別表第2教育総務課、臨時的職員等任免の項を削り、同表教育総務課、昇任及び昇給の項中「教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)別表第1」を「大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和市条例第1号)別表第5」に、「3級以上に係る」を「3級以上への」に改め、同表教育総務課、配置、異動等の項中「① 職員」の次に「(学校職員を含む)」を加え、「関係資料の決定」を「決定」に改め、同表教育総務課、学校財産管理の項中「施設整備」を削り、同表教育総務課、学校警備の項部長の欄を次のように改める。

学校警備等の計画

別表第2学校教育課、学事の項中「特別支援学級就学援助」を「特別支援学級就学奨励」に改め、 同表学校教育課、就学の項中「準要保護世帯」を「就学援助に係る準要保護世帯」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。